

事 務 連 絡 令和7年10月31日

別記関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

検査料の点数の取扱いについて

標記について、別添のとおり地方厚生(支)局医療課長、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)長及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)長あて通知しましたのでお知らせいたします。

全日本病院協会 医療行政情報 https://www.ajha.or.jp/topics/admininfo/

「別記」 公益社団法人 日本医師会 公益社団法人 日本歯科医師会 公益社団法人 日本薬剤師会 一般社団法人 日本病院会 公益社団法人 全日本病院協会 公益社団法人 日本精神科病院協会 一般社団法人 日本医療法人協会 公益社団法人 全国自治体病院協議会 一般社団法人 日本私立医科大学協会 一般社団法人 日本私立歯科大学協会 一般社団法人 日本病院薬剤師会 公益社団法人 日本看護協会 一般社団法人 全国訪問看護事業協会 公益財団法人 日本訪問看護財団 一般社団法人 日本慢性期医療協会 公益社団法人 国民健康保険中央会 公益財団法人 日本医療保険事務協会 独立行政法人 国立病院機構本部企画経営部 国立研究開発法人 国立がん研究センター 国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 国立健康危機管理研究機構 国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 独立行政法人 地域医療機能推進機構 独立行政法人 労働者健康安全機構 健康保険組合連合会 全国健康保険協会 社会保険診療報酬支払基金 各都道府県後期高齢者医療広域連合(47カ所) 財務省主計局給与共済課 文部科学省高等教育局医学教育課 文部科学省初等中等教育局財務課 文部科学省高等教育局私学部私学行政課 総務省自治行政局公務員部福利課 総務省自治財政局地域企業経営企画室 警察庁長官官房教養厚生課 防衛省人事教育局 大臣官房地方課 医政局医療経営支援課 保険局保険課 労働基準局補償課

労働基準局労災管理課

保医発 1031 第 2 号 令和 7 年 10 月 31 日

地方厚生(支)局医療課長 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長 殿 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和6年3月5日付け保医発0305第4号)を下記のとおり改正し、令和7年11月1日 から適用することとするので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底 をお願いいたします。

記

別添1の第2章第3部第1節第1款D012 (61) の次に次を加える。

(62) 赤痢アメーバ抗体定性は、関連学会の定める適正使用指針に従い、アメーバ性 肝膿瘍を疑う場合又は糞便検査が陰性かつアメーバ性大腸炎を疑う場合であっ て、ELISA 法により血清中の赤痢アメーバ抗体を測定した場合に、一連の治療に おいて1回に限り、本区分の「49」赤痢アメーバ抗体半定量、赤痢アメーバ抗原 定性の所定点数を準用して算定する。

(参考:新旧対照表)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和6年3月5日保医発0305第4号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別添 1	別添1
医科診療報酬点数表に関する事項	医科診療報酬点数表に関する事項
第1章 (略)	第1章 (略)
第2章 特揭診療料	第2章 特揭診療料
第1部~第2部 (略)	第1部~第2部 (略)
第3部 検査	第3部 検査
$1 \sim 18$ (略)	1~18 (略)
第1節 検体検査料	第1節 検体検査料
第1款 検体検査実施料	第1款 検体検査実施料
時間外緊急院内検査加算~D011 (略)	時間外緊急院內検査加算~D011 (略)
D 0 1 2 感染症免疫学的検査	D012 感染症免疫学的検査
(1)~(61) (略)	(1)~(61) (略)
(62) 赤痢アメーバ抗体定性は、関連学会の定める適正使用指針	(新設)
に従い、アメーバ性肝膿瘍を疑う場合又は糞便検査が陰性か	
つアメーバ性大腸炎を疑う場合であって、ELISA 法により血	
清中の赤痢アメーバ抗体を測定した場合に、一連の治療にお	
いて1回に限り、本区分の「49」赤痢アメーバ抗体半定量、	
赤痢アメーバ抗原定性の所定点数を準用して算定する。	